

平成23年第2回

上越地域水道用水供給企業団議会定例会

会 議 録

平成23年8月23日

上越地域水道用水供給企業団議会

平成23年第2回 上越地域水道用水供給企業団議会定例会会議録

平成23年8月23日(火) 午後1時00分開会
上越市役所5階 第1委員会室

出席議員

1番	中川 幹太	2番	草間 敏幸
3番	小関 信夫	4番	上松 和子
5番	瀧澤 逸男	6番	武藤 正信
7番	樋口 良子	8番	作林 一郎
9番	吉住 安夫		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

企業長	村山 秀幸	事務局長	宮越 浩司
水づくり 配水課長	永春 勲	総務課 副課長	市橋 保

職務のため出席した事務局職員

水づくり配水課 副課長	竹内 和幸	係長	森口 透
係長	渡邊 悟	係長	水澤 弘
係長	丸山 幸夫	主任	寺田 知世

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 議席の指定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 議案第7号 平成22年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計
決算の認定について
- 第6 議案第8号 新潟県市町村総合事務組合理約の変更について

本日の会議に付した事件

- 第1 諸般の報告
- 第2 議席の指定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 議案第7号 平成22年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計
決算の認定について
- 第6 議案第8号 新潟県市町村総合事務組合理約の変更について

事務局からの報告

宮越浩司事務局長 皆様ごくろうさまでございます。私は4月から事務局長をあずかっております宮越と申します。どうぞよろしく願いいたします。本日の定例会に先立ちまして、ご報告をさせていただきます。

妙高市議会議員の改選に伴い、当企業団議員に選出されたお2人の方を、ご紹介申し上げます。

はじめに、引き続き再選されました作林一郎議員です。

作林一郎議員 はい、作林でございます。よろしく願いいたします。

宮越浩司事務局長 よろしく願いいたします。

次に、今回の改選により企業団議員になられた吉住安夫議員です。

吉住安夫議員 はい、吉住安夫でございます。よろしく願いいたします。

宮越浩司事務局長 よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は、9名でございます。
それでは議長よろしくお願いいいたします。

議 事

瀧澤逸男議長 議員の皆さまにはご多忙のところ、本定例会に全員の皆さまからご出席を
いただきましてありがとうございます。

ただいまから、平成 23 年第 2 回上越地域水道用水供給企業団議会定例会を開会
いたします。

日程第 1 諸般の報告

瀧澤逸男議長 日程第 1、諸般の報告をいたします。

はじめに、議員の異動について報告いたします。

先ほど紹介がありましたとおり、妙高市議会から、作林一郎議員、吉住安夫議員
の 2 人が、8 月 4 日付けで当企業団議員に選出された旨、通知がありましたので報
告いたします。

次に、議会報告第 1 号平成 22 年度用水供給事業会計の予算繰越の報告について、
第 2 号平成 22 年度決算に基づく資金不足比率の報告について、以上 2 件について、
企業長から報告がありましたので、お手元に配付のとおりであります。

日程第 2 議席の指定

瀧澤逸男議長 日程第 2、議席の指定を行います。

このたび就任されました議員の議席につきましては、会議規則第 4 条第 1 項の規
定により、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

日程第 3 会議録署名議員の指名

瀧澤逸男議長 日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、議長において武藤正
信議員及び吉住安夫議員を指名いたします。

日程第 4 会期の決定

瀧澤逸男議長 日程第 4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。これ
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

瀧澤逸男議長 ご異議なしと認めます。よって会期は1日と決定いたしました。

日程第5 議案第7号、議案第8号

瀧澤逸男議長 それでは日程第5、議案第7号、議案第8号を一括議題といたします。
提出者の説明を求めます。

村山秀幸企業長 議長。

瀧澤逸男議長 村山秀幸企業長。

村山秀幸企業長 大変、ありがとうございます。本日ここに、平成23年第2回上越地域水道用水供給企業団議会定例会を招集し、提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げます。

東日本大震災から早くも5カ月が経過し、被災地では徐々に日常生活を取り戻しながら、復興に向けた懸命な努力が続けられております。被災各県では最も重要なライフラインである水道が壊滅的被害を受けましたが、全国からの応援を得て驚異的な復旧を果たし、7月末時点で被災、断水した230万戸のうち97.9%が復旧し、厳しい被災生活に安心が戻ってきたところでございます。

しかしながら、原子力発電所から放出された放射性物質が広く飛散した結果、近距離にある被災地域はもとより、遠く離れた地域でも高い放射能値が観測されており、未だ終息の目途も立っていない状況にございます。この間、肉や野菜などの食品の放射能汚染が広がりを見せ、大きな不安を招いていますけれども、水道用水についても、地震発生後間もなく、関東圏の浄水場で基準値を超える放射能が観測されたものの、その後は安心な状態で推移してございます。上越地域では、県内の他地域と同様に、被災直後からの継続的測定でも基準値を超える事例はなく、安全・安心な水を提供しているところでございまして、また浄水汚泥からも放射能は検出されておらず、時間とともに集積された濃度の高まる放射能もひとまず安心な状態でございます。しかしながら、今後事態がどのように推移していくか不明な点も多く、継続的な測定監視と国県などからの情報収集に努め、適切な対応に意を用いていきたいと考えております。

さて、構成市と企業団いずれにおいても、少子高齢化に伴う人口減少や節水技術の進歩などによって、将来の水道使用量の減少が見込まれており、水道収益の減少に対応する運営の見直しが必要であると考えております。また、昨年儀明川ダム開発による水源確保から正式に撤退いたしましたので、これによって企業団の水源開発の使命が終了し、加えて市町村合併によって企業団の存在意義も変化したことから、現在上越市、妙高市とともに今後の企業団の在り方について検討を進めている

ところでございます。市町村合併や地方主権改革の進展と社会経済情勢の変化によって、一層厳しくなる両市の財政状況とそれに伴う行財政改革に適合した企業団の在るべき姿を見出し、安全・安心な水道水を安定的に供給できる体制を探ってまいりたいと考えております。

それでは、提案いたしました案件につきまして、ご説明いたします。

議案第7号は、平成22年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計決算の認定についてでございます。政策の柱に沿って、主な事業についてその概要を申し上げます。

はじめに安全でおいしい水では、正善寺、柿崎川両ダムの水源保全かん養活動として、県補助金を受けて正善寺、柿崎川両ダム集水区域の森林整備及び植樹を実施するなど、水源林の整備率は68%に達しました。また、水源地域住民と不法投棄物対策に取り組み、水質汚濁の防止を図りました。小学生や水源地域住民等を対象とした自然観察会は、水源林の大切さを理解していただくよい機会となっており、年々参加数が増加しているところでございます。

安定した給水では、水道施設の劣化による事故を未然に防ぐため、改良・更新を行いました。浄水施設では、第1浄水場ろ過池の機械装置の更新等を行ったほか、送水施設では、水管橋及び地下式空気弁の補修等を行い、浄配水機能を維持し、安定供給の確保に努めてまいりました。

危機管理では、自然災害等に備え、平成20年度から計画的に備蓄した導送水管復旧資材の整備が完了し、迅速な復旧が可能となりました。

それでは、決算の概況について説明申し上げます。金額につきましては消費税及び地方消費税を含んでおります。

最初に収益的収入及び支出でございます。

水道事業収益でありますけれども、猛暑により供給量が6.6%増加し、前年度比1.8%増の16億6,663万円（以下、万円未満省略させていただきます。）となり、営業収益が前年度比2.6%増の16億3,310万円、営業外収益が前年度比25.3%減の3,343万円となりました。

次に、水道事業費用は、前年度比7.2%増の13億7,702万円であります。営業費用が前年度比10.2%増の11億7,192万円、営業外費用が前年度比7.1%減の2億510万円となりました。

その結果、当年度純利益として2億8,305万円を計上することができました。なお、未処分利益剰余金2億8,305万円は、地方公営企業法の規定により減債積立金に1,416万円、建設改良積立金に2億6,889万円の積立を予定いたしております。

続きまして、資本的収入及び支出であります。

収入総額5億1,445万円に対し、支出は12億244万円となりました。

収入は、企業債2億2,490万円、工事負担金385万円、企業債償還元金に係る構

成市からの出資金など2億8,570万円であります。

支出であります。建設改良費は前年度比64.3%減の1億4,142万円、企業債償還金10億6,101万円のうち3億107万円は、財務省財政融資資金の補償金免除繰上償還分であり、4,638万円の利息軽減を図りました。企業債残高は、本年度末で51億4,318万円であり、引き続き借換や繰上償還など利息負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

なお、不足する6億8,799万円については、損益勘定留保資金などで補てんいたしました。

平成22年度も前年度に引き続き純利益を計上することができ、経営状態を表す指標は、収益性、生産性、施設の効率性及び財務状態のいずれも全国指標を総じて上回っており、健全経営が図られました。引き続き効率的、効果的な健全な経営に努めてまいりたいと考えております。

以上、決算の概況について申し上げましたが、一層の経営努力を行うとともに、市民生活に欠くことのできないライフラインとして、安全で安心な供給体制の維持強化を目標に事業を推進してまいります。

議案第8号は、新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

小千谷市の非常勤職員に対する公務災害等の補償に関する事務を新たに共同処理することとするため、規約を変更するものでございます。

以上、提案理由を申し上げますけれども、慎重ご審議のうえ、速やかにご賛同くださるようお願い申し上げます。

なお、議案につきましては、引き続き事務局に詳細を説明させますので、よろしくお願いいいたします。

宮越浩司事務局長 はい。

瀧澤逸男議長 宮越事務局長。

宮越浩司事務局長 それでは、お手元の議案、それと議会資料等に基づきまして私の方で説明をさせていただきます。私からは議案第7号平成22年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計決算の認定についてと、議案第8号新潟県市町村総合事務組合規約の変更について決算書等に基づきまして説明をいたします。

また決算説明等に基づきまして、収支見通しと企業団と構成市の在り方検討業務について、説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいいたします。

はじめに、A4縦の定例会議案を開けていただきますと、中ほどに黄色い表紙の平成22年度用水供給事業会計決算書がございます。

決算書の1、2ページをお開きいただきたいと思います。

見開き右上部に税込みとありますものは消費税等を含んでおります。5 ページ以降に、税抜きというものがございますが、これは消費税等を含んでおりません。これは公営企業会計が消費税導入時に、それぞれ消費税込み、消費税抜きで表示するように義務付けられたものでございます。

それでは、1 ページ(1)収益的収入及び支出から説明をいたします。

収入では水道事業収益は補正後の最終予算額 16 億 3,407 万 7,000 円に対しまして、決算額は 16 億 6,663 万 4,000 円で 3,255 万 7,000 円の増であります。営業収益は猛暑により給水量が増えたため 3,477 万 8,000 円の増となり、営業外収益では県補助金の減額のため 230 万 9,000 円の減であります。

支出では、水道事業費用は最終予算額 14 億 2,497 万円に対しまして決算額 13 億 7,702 万 8,000 円となり、不用額は 4,794 万 1,000 円となりました。不用額の内訳は、営業費用ではダム管理費、薬品費及び減価償却費などで 4,684 万 8,000 円の不用となったほか予備費の 100 万円でございます。

続きまして、3、4 ページをお開きください。

(2)資本的収入及び支出であります。

資本的収入は補正後の最終予算額 5 億 1,740 万 6,000 円に対し、決算額は 5 億 1,445 万円で 295 万 5,000 円の減であります。第3項工事負担金では入札差金により 305 万円の減となりました。

資本的支出では、最終予算額 13 億 4,362 万 7,000 円に対し、決算額は 12 億 244 万 3,000 円であります。予算繰越額は 7,706 万円であり、これは設計の遅れに加えて東日本大震災による、メーカーでの制御盤流失がございましたことから年度内完了ができず繰越したものでございます。不用額は 6,412 万 3,000 円で、建設改良費で工事量の減や入札差金による 5,912 万 1,000 円などであります。

なお、支出の表の下、欄外にございますが、不足する資金額 6 億 8,799 万円余りにつきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、当年度消費税資本的収支調整額などのいわゆる内部留保資金で補填をしたところでございます。

続きまして5 ページ、平成 22 年度の用水供給事業損益計算書をお開きください。

1、営業収益の給水収益は 15 億 5,534 万 2,000 円であります。原水費、浄配水費などの2番、営業費用 11 億 5,243 万 3,000 円を差し引いた営業利益は 4 億 290 万 9,000 円となりました。

3、営業外収益は、3,342 万円であり、4、営業外費用の支払利息 1 億 5,335 万 8,000 円を差し引きますとマイナス 1 億 1,993 万 8,000 円で、営業利益と併せた経常利益は 2 億 8,297 万円となりました。

さらに、5、特別利益を加えた当年度純利益は、2 億 8,305 万 4,000 円となり当年度未処分利益剰余金は同額の 2 億 8,305 万 4,000 円でございます。

次に6ページの用水供給事業貸借対照表をご覧ください。

1、固定資産は有形固定資産及び無形固定資産合わせた固定資産合計で、前期比5億2,323万円余り減の316億3,694万4,000円であります。

次に、流動資産では現金及び預金が前期と比べて2億6,637万5,000円増えて6億4,290万9,000円となり、合計では8億2,316万9,000円となりました。未収金は3月分の給水収益などで1億5,479万余りであります。資産合計は324億6,011万3,000円となり、前期に比べて2億5,062万円余り減となったところでございます。

決算書の7ページをお開きください。貸借対照表の右側になります。

負債の部では固定負債が退職給与引当金5,781万円、流動負債は未払金、預り金並びに未払費用の合計6,903万1,000円でございます。なお、未払金は正善寺ダム、柿崎川ダム管理費などの支払いであります。負債合計は1億2,684万2,000円となり、前期に比べ2,458万9,000円増となりました。

その下の資本の部では、自己資本金は創設事業に係る構成市の出資金が2億8,560万6,000円増加し、企業債の残高は繰上償還などにより51億4,318万6,000円となりトータルで8億3,611万3,000円減少いたしました。

資本剰余金は国庫補助金が減で、工事負担金が増となりました。利益剰余金は当年度未処分利益剰余金2億8,305万4,000円を加えて4億988万9,000円であり、負債資本合計は324億6,011万3,000円で資産合計と同額でございます。

次に8ページでございます。

用水供給事業剰余金計算書であります。平成22年度中の剰余金の増減内訳を表したものでございます。平成21年度の未処分利益剰余金1億2,683万4,000円から法定率分をそれぞれ減債積立金と建設改良積立金に繰入れたほか、資本剰余金では補助金として施設除却に伴う減額分を、工事負担金では移設補償費の増額分を計上いたしました。

9ページをお開きください。

当年度未処分利益剰余金2億8,305万4,000円から減債積立金、建設改良積立金それぞれに法定分の20分の1とその残額を積立てる案でございます。

11ページ以降につきましては、法令に基づき平成22年度の事業の概況、議会議決事項などを総括的にまとめたものでございます。説明は省略させていただきます。

次に、議案第8号、ページではローマ数字の「 」でございます。最後のページになります。

議案第8号は、新潟県市町村総合事務組規約の変更についてであります。

小千谷市の非常勤職員に対する公務災害の補償に関する事務を、新たに共同処理することとするため、規約を変更するものでございます。施行日は、平成23年10月1日でございます。

続きまして、A 3 横の議会資料のご説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

先ほど計数説明をさせていただきました 22 年度の決算の概要を、視覚的にわかりやすくまとめたものでございます。

上段の水づくり配水状況では、給水実績の推移では 22 年度の給水量は猛暑のため前年度に比べ 6.6%、97 万立方メートル増になりました。

下の経営財務状況では、収益的収支では収益は給水収益などの増によりまして前年度対比で 1.8% 増、費用につきましては計装監視設備の更新による減価償却費などで 6.4% という増加でございましたので、純利益は 15.1% の減ということでございます。

資本的収支の収入では、繰上げ償還に充てる借換債を発行したため前年度比 74.1% 増であります。支出は建設改良工事量の減及び繰上げ償還による企業債償還金の増などにより 4 % 減となっております。

2 ページをご覧ください。

経営状態を客観的に表す全国標準の指標でございます。当企業団の経営状態を表したものでございます。それぞれ表に 4 つに分類してございますが、収益性、生産性、施設の効率性それと財務状態は、いずれも総じて向上しておりますし、また 3 力年の推移、全国年鑑指標、これは全国平均というふうに読み替えていただけたと思いますが、比較しても概ね上回っておりまして、引き続き健全経営の下、効率的な運営に努めてまいりたいというふうに思います。

3 ページ以降は主な事業の概要でございます。

詳細な説明は省かせていただきますが、まず 3 ページの浄水施設でございます。第 2 浄水場の調整池屋根防水塗装修繕により調整池の防水層の機能維持を図ったところでございました。

4 ページは、浄水施設、第 1 浄水場機械設備改良事業によりまして、機器の材質を変更して、経済性、耐腐蝕性を高めることができたところでございます。

左下に平成 22 年度第 1 浄水場小水力発電実績を記載をいたしました。水力発電量の消費電力量全体に占める割合は、計画に近い 20.3% でございます。その結果 534 万 5,000 円の電気料金の削減を図ることができたところでございます。

5 ページをお開きください。

送水施設、送水管等の修繕でございます。補修改良により送水管路の延命を図っております。

6 ページでございます。

各種調査委託事業でございます。専門業者の調査結果やノウハウに基づき改善方法を活用することができたところでございます。

次に 7 ページをお開きください。

災害用備蓄資機材整備事業でございます。計画どおり 22 年度で整備を完了いたしました。

8 ページは、ダム水源保全かん養活動でございます。植樹や観察会の他森林整備は 62.85 ヘクタールで計画の 68%が完了いたしました。

9 ページをお開きください。

公的資金補償金免除繰上償還でございます。繰上償還の実施によりまして、企業債償還利息負担が、トータルで 4 億 6,540 万円軽減されたところでございます。この結果、経費削減に伴う財務負担の軽減、経営の健全化が図られたところでございます。

以上が平成 22 年度用水供給事業決算の概要でございます。

引き続きまして、収支見通しの説明をさせていただきます。

ページは 10 ページでございます。

収支見通しにつきましては、これまでの議会でいただいた、両市の人口及び水需要が確実に減少する見通しの中、収支見通しにそうした見込みが十分反映できているのかなどのご懸念やご指摘を踏まえつつ、収支見通しを見直したところでございます。

資料の表題の下、2 行に渡って見直しのポイントをまとめてございます。企業団が設置し管理運営している正善寺、柿崎の 2 系統の浄配水施設は、総額で 278 億円余りの巨費を投じて建設されました。そのうち 237 億 7,000 万円余りの施設設備については耐用年数経過後、更新改良が必要であります。建設改良資金を確保するため、事業開始当初から責任水量制による料金体系によって固定的収入として建設投資資金を回収してまいりました。引き続き安定的な収入として見込んだところでございます。

支出面では各費用の削減検討とともに、最も多額な支出となる施設や管路の建設改良費について、耐震化工事の実施時期や更新改良時期の見直しを行って収支見通しに反映いたしました。

ページ左側の、収益的収入でございますが、給水収益は年間責任水量であります 67.5%を基に積算しております。これは構成市の給水人口減による給水量減少にかかわらず、建設改良資金を確実に回収するための責任水量制に基づいた収入を見込んでおります。

企業団では事業開始以来これまで 3 回の料金改定を行いました。当初は減価償却費を原価に全く加えず、その後の料金改定の際にも減価償却費の一部を算入せず料金設定をしておりました。最終的には平成 15 年の第 3 回改定で、これは柿崎ダムの供用開始でございますが、現在の料金体系ということで今も運用しております。

その他の収入では、ご覧のような考え方で見積もりをしております。

これまでの収支見通しの収入の見積もり方と、基本的には大きくは変わっており

ません。

資本的収入、左側の下の方でございますが、資本的収入では企業債で、公的資金補償金免除繰上げ償還に係る借換債のほか、建設改良費の資金といたしまして平成31年度から送水管更新時の資金不足分を新たに企業債で補い、後年度世代の負担を考慮して各年度建設改良費の3分の1の額を目途として計上いたしました。

次にページ右側の支出の推計であります。

収益的支出の営業費用では、薬品費及び動力費は年間責任水量に見合う経費を計上しております。

修繕費は、浄水場及び導送水施設の修繕計画及び緊急修繕実績を考慮いたしました。結果、これまでの収支見込みと大きな金額の違いは出ておりません。

続きまして、右側の半分より下、資本的支出でございます。

今回の見直しによって支出面で大きな変更をしたところでございます。

建設改良費ですが、施設更新の時期は、管路とその他の施設に分けました。管路につきましては、法定耐用年数到来時での更新とし、また平成31年度からは耐震管への入れ替えを実施する計画といたしました。他の建物、機械装置等は法定耐用年数に、5年から10年を加えた時期に更新する計画で計上したところでございます。

更新費用は、国交省の示している価格調整指数（いわゆるデフレーターでございますが）を参考に建設当時の建設費に価格変動分や耐震機能強化分として50%増の工事費を引き続き計上したところでございます。さらに第1浄水場、第2浄水場は耐震性を高めるため、平成25年度から平成31年度まで耐震補強工事分を追加いたしました。

また、従来の施設の更新計画に全く計上されていなかった、既設管路、既に埋まっている導・送水管でございますが、これの撤去費用約130億円でございます。これが計上されておりました。これを追加したため、これまでの見通しの資本的支出を大幅に増やす結果になったところでございます。

次に11ページ、12ページをお開きください。

平成35年までの水需要予測に基づき積算をしております。ただし、平成36年から平成40年の予想につきましては、収益は平成35年度と変わらないものとして計上しましたが、支出は予定される修繕費などを加えてございます。

収益的収支の損益ですが、平成35年度まで毎年度2から4億円の純利益が得られる見込みでございます。しかし、建設改良が進みますと減価償却費が増加することから、平成38年度から損失が発生する見込みでございます。

表の下に残高状況を記載してございます。表としては、1番細かい表になりますが、残高状況では留保資金は、平成31年度で、41億円を見込んでおりますが、施設更新、建設改良が進みますと平成37年度には5,000万円台まで減少し、資本的支出

の補填財源も不足する見込みでございます。さらに、平成 38 年度以降は、損失が毎年累積され、平成 40 年度には未処理欠損金が 5 億円を超える見込みでございます。

収支の悪化を改善するためには経費の削減など経営努力はもとより、料金改定による収入の確保が必要と考えております。

中段にあります資本的収支ですが、送水管の耐震化を実施する平成 31 年度からは資金の一部として企業債を充て将来の負担の公平化も図る見込みで計上していますが、建設改良の進展によっては企業債の比率を上げる工夫も必要と考えております。

次に、13 ページをお開きください。標題が、企業団、上越市、妙高市の水道事業の在り方検討でございます。

構成市、上越市と妙高市と企業団いずれにおきましても、少子高齢化に伴う人口減少や節水技術の進歩などによりまして、将来の水道使用量の減少が見込まれております。これに伴い水道収益の減少に対応するための運営の見直しが必要であると考えております。

また、儀明川ダム開発による水源確保から、昨年正式に撤退いたしましたので、これによって企業団の水源開発の使命が終了し、加えて市町村合併によって企業団の存在意義も変化したことから、現在上越市、妙高市とともに今後の企業団の在り方について検討を進めているところでございます。

各事業体共通に収益の減少、施設設備の老朽化による更新需要、施設管路の耐震化補強などが課題として上げられております。これらは収入の減少、支出の増大をもたらす経営悪化につながることから経営基盤の強化がいずれの事業体でも課題となっております。

施設更新と財務運営のバランスを執りながら健全経営を維持するためには、アセットマネジメント、これは保有しております全ての施設の現状を評価し、その再利用、有効利用を検討する一連の作業になります。アセットマネジメントによって、施設設備の継続的利用による長寿命化や今まで以上の有効活用による配水の効率化について検討を進めているところでございます。そうした結果も反映した収支見通しを土台に、検討ケースごとのメリット・デメリットを総合的に比較して、水道事業のよりよい経営体制及び事業運営の方法を探ってまいります。

したがって、先程説明いたしました収支見通しは、企業団が単独で存続する前提のものでありますが、在り方検討の中で、企業団と市の水道事業の統合によって財務面でのメリットも検討しているところから、検討結果がまとまった段階で議員の皆さんにお示ししたいというふうに考えております。

さらに具体的な認可手続きを進めるといった場合は厚生労働省からの認可、両市議会の議決並びに企業団議会の議決が必要になります。方向性について議会の皆さま

んをはじめ構成市の理解を得つつ、遅滞なく手続きが進められるよう検討と準備を行ってまいりたいというふうに考えております。

14 ページは大まかなスケジュールでございます。

今これは、仮に平成 25 年 4 月から新体制での運営をとするした場合で書いてございますが、そうした場合の大まかなタイムテーブルでございます。

以上が在り方検討の概要についてでございます。

最後に、本日単票で A 4、1 枚の資料を配布させていただきました。福島原子力発電所から飛散いたしました放射性物質の水道水や浄水汚泥の検査状況と万が一検出された場合の対応をまとめたものでございます。

当市は地の利を得たのか、放射線量にほとんど変化が見られず、ひとまず安心な状態ではありますが、油断することなく測定監視を続け、万が一検出された場合には適切な対応がとれるよう準備を整えてまいりたいと存じます。以上です。

瀧澤逸男議長 はい、ありがとうございます。それではこれより、質疑に入ります。質疑は、先に議案第 7 号平成 22 年度決算の認定について、議案第 8 号新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてを行い、最後に、参考として収支見通しと企業団の在り方検討について質疑を行います。

まず、議案第 7 号平成 22 年度決算の認定について、質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

瀧澤逸男議長 はい。それでは、続いて議案第 8 号新潟県市町村総合事務組合規約の変更について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

瀧澤逸男議長 はい。それでは続いて参考の収支見通し及び在り方検討について、質疑はありませんか。

1 番（中川幹太議員）議長。

瀧澤逸男議長 はい、中川幹太議員。

1 番（中川幹太議員）先に細かいところから聞きたいと思いますが、議会資料の 10 ページの収支見通しの推計についての中ですけれど、この中に繰入金の子ども手当分構成

市繰入金、これをちょっとまずご説明いただきたい。

市橋保総務課副課長 はい。

瀧澤逸男議長 はい、市橋保総務課副課長。

市橋保総務課副課長 はい。只今のご質問にお答えいたします。公営企業の子ども手当につきまして一般会計から繰入れされるようになっております。子ども手当の導入に伴いまして一般会計から企業団へ繰入れるものでございます。以上でございます。

1番（中川幹太議員） はい。

瀧澤逸男議長 はい、中川幹太議員。

1番（中川幹太議員） それではもう1つ、資本的支出の方の建設改良費のお話なのですが、更新計画に管路更新に伴う既設管の撤去費用が計上されていなかったということなのですが、これは何故こういうことになってしまったのか。130億円というのはちょっと計算がめちゃくちゃ狂ってしまうような内容なのかなと思うのですが、そこをもうちょっと詳しくお願いします。

永春勲水づくり配水課長 はい、議長。

瀧澤逸男議長 はい、永春勲水づくり配水課長。

永春勲水づくり配水課長 はい。では、中川議員さんのご指摘のとおりで、今回見直しによりまして本来であれば、既設管の撤去に計上しなければならないところが、誠にミスでございまして、漏れ落ちておりましたのが発覚いたしました。それで今回改めて計画の方に入れさせていただきました。以上でございます。

1番（中川幹太議員） はい。

瀧澤逸男議長 はい、中川幹太議員。

1番（中川幹太議員） これはおそらく、水道料金にもかなり影響が出てくるのではないかなというふうに思うのですよね。というのは、こういったものというのは通常元々想定してあって、水道料金の平準化というか、利用者の負担というか市民の負

担を軽減することを考えれば、出来るだけ早めからこの分の料金を、加算した形で料金をアップしておいた方が、1カ月あたりの負担が少なくなるので、これからこの分を、料金改定によって上乘せしていくということになると、それこそもう更にプラスアルファで人口減少に伴うものも影響も含めて、更にプラスアルファで、これをのせてこなくなると思うのですけれども、実際にはもし見込まれていたら、それを見込んだ形で、料金設定をしていたということですよ。そこをお聞かせください。

宮越浩司事務局長 はい。

瀧澤逸男議長 はい、宮越事務局長。

宮越浩司事務局長 今、中川議員がお尋ねの部分につきましては、企業団の用水供給事業全体の基本に係る部分だろうと思っています。まず1つ整理して申し上げますと、企業団が用水供給によって得ております営業収益、水道料金というのはそれぞれ上越市、妙高市の水道事業者から、原水になる水道水を供給することによって得る料金ということになります。従いまして、今のご質問、今までのご議論でもありました最終需要家、各家庭の料金ということで、直結はしておりませんが、間接的にはそれぞれの水道事業者が料金に反映します費用に、コストになりますので当然ながら企業団のかかるコストというのが結果的には各家庭の水道料金に反映することになります。ただ、それぞれの上越市、妙高市が水道料金を検討する際には、私共企業団に払っております原水費、水道費用についてもコストとして計算をした上で、さらに各家庭から水の売上で入ってきます営業収益を勘案いたしまして、それでも赤字になる場合には水道料金をいかにすべきか、という検討をすることになります。そういった構造がまず一つあるということをございまして、私共の収支見通しが直ちに各家庭の需要家の水道料金に反映するというわけではないということをございます。ただ、間接的には長期にみた場合、それぞれ水道料金というのは、3年なり5年なりというスパンでそれぞれ水道料金の売上の見込みを立てながら、それとコストを比較しながら検討していくということになりますので、それぞれの水道事業者がこの企業団に払います料金をどのように評価しながらということになるかと思えます。1つには、この建設改良に伴います130億円が漏れていたというのは、当初の施工の段階にはもちろんないわけですが、平成18年に策定いたしました施設更新計画の際には、どうも書類を改めて私も見ますと、検討の項目にはあったようでございます。ただ、その撤去費について最終的に18年の段階では不明ということであったのか定かではございませんが、撤去費をみてこられなかったと、その18年の更新計画に基づいてここまでの間、耐用年数がき

たものは更新しておりましたし、今までの収支見通しはその施設更新計画に基づいた資本的支出をあげていたといったような状況でございます。いずれにいたしましても、その資本的支出ということになりますと長い年数で減価償却をしながら、それを経費として今度収益の中の支出として反映していくということになりますので、直ちに投資した金額が、そのまんま赤字分として出てくる訳ではございませんが少なくとも撤去費の130億円、30年から40年に分散して投資したとしても各年度に与える費用に与える減価償却費というのは、それぞれ出てまいりますので、そのことを考慮した営業収益で細かい見直しをしたところでございます。その結果としては、昨年まで出していた営業収支の赤字というのは、平成31年よりも後に発生するかたちで見込んでおりました。それがやはり減価償却費が増える分、赤字になる時期が早まっているということでございます。こうした資本的な支出が増えるということが、結果、営業収支では同じ料金であれば営業収益が減っていくと、それがさらに進めば赤字になるという結果になる訳でございます。その対応といたしましては、料金を、仮に企業団がこのまま用水供給事業を続けた場合、上越市と妙高市に売り渡す水道料金の単価を改定して上げて、赤字にならないようにということにはなります。そういった見通しと申しますか、そういった構造の中で、今回落ちていた130億円を計上した上で収支見通しを改めてあげたところでございます。以上です。

1番（中川幹太議員） はい。

瀧澤逸男議長 はい、中川幹太議員。

1番（中川幹太議員） 一つ一つ確認しますけれども、管の更新に係る費用というのは、おそらくそこから先の方の受益にという考え方になると思いますから、確かに考えてみれば、企業団が立ち上がった時からその分を徴収するというのはちょっと考え方としては違うのかと今考え方を改めたのですけれども。そうすると今回出てきた130億円というプラス分というのは、企業団が立ち上がる際に、ガス水道局に対して水を売る訳ですけれども、その分の中に当初から入れておかなくてもよかった、要するに水道料金に影響があるものとして売り渡しの金額の中に加算しなくてもよかった金額というふうに考えてよろしいということですか。

宮越浩司事務局長 はい。

瀧澤逸男議長 はい、宮越事務局長。

宮越浩司事務局長 企業団が設置いたしました管路につきましては、未来に渡って管路を使って水道を供給するという事を考えますと、当初にいずれかの時期に更新しなければいけないと、そうした時には、既に埋まっている管路を撤去して処分するというのが、当然工事の進め方としても想定される訳でございますので、それに伴って発生する費用が、言ってみれば企業団の用水供給事業の営業の費用でございますから、本来であれば当初から見込んでいても然るべきという費用だったろうというふうには思っております。ただ、過去の資料、今残っております職員のそれに関わった当時の記憶を聞きますと、十分そこまでの議論またはその管路の撤去の方針というのを具体的に、例えば耐用年数でいきますと、30年40年先でございますから、そこまでのことを昭和54年から60年当時十分見込めたかということになると、なかなか難しい現実があったのだらうというふうには考えております。ただ、いずれにしても撤去というのは必ず工事をやる場合には同じ道路、同じ敷地に管を埋める場合は必ず発生いたしますので、埋まっている管をよけて、後は鉄材としての処分、一連の処分費が必ず発生いたしますから、それを考えますと、当初から料金の原価に入っているもおかしくない、入っているべき費用であったのだらうというふうには思っております。

1番(中川幹太議員) はい。

瀧澤逸男議長 はい、中川幹太議員。

1番(中川幹太議員) 仮にそうであるとすれば、やはり問題としては少し大きい話になるのかなという気は私の方ではします。当然これから先の料金に跳ね返ってくることになるのでしょうし、だからどうこうということもないのですけれども、じゃあ誰の責任でどうしろという話でいうと難しい話になるのですけれども、これについては、十分今後とも配慮いただきながらできるだけ市民の負担が急激に上がらないような形でなんらかの対応を考えていただきたいと思いますけれどもいかがでしょう。

宮越浩司事務局長 はい。

瀧澤逸男議長 はい、宮越事務局長。

宮越浩司事務局長 先ほど資本的支出の方で、撤去費の方に今議論が集中しておりますが、130億円増えます。財源の方に、従来収支見通しの中には新たな企業債の発行というのは見込んでおりませんでした。と言いますのは、企業団事業開始当初から基本

的には料金で、投下資金を次の建設改良資金を回収するんだという前提で収支見直しを作っておりましたが、現実的には今の130億円とは別に同じ設備や同じ管路をやるにしても費用がより掛かるようになりますし、そうした費用が発生すると、そうすると、当初に投下した資金の回収だけでは足りなくなるということになりますので、そうした時に今度資金が不足する、そのために今回の見直しでは資金として新たに必要な時期に企業債を発行すると、要するに資金を借り入れてその時点で建設投資を、建設改良をするという見直しであるということです。これは何を意味するかと言いますと、先ほど中川議員が言いましたとおり用水供給事業で使っております施設設備は、非常に長期に渡ってその受益がそれぞれ需要家に及ぶということになりますので、長期に各世代の人が負担するような、しかも料金として負担するような形が一番望ましいという形になるんだろうと思います。そうした時に建設投資する資金についても、同じように起債という、本来は市の一般会計でも起債というのは世代間の公平といったことも1つの目的として使っておりますが、幾世代もそれぞれの税によってまたはこの企業団であれば料金によってその建設資金をまかなっていくというのも1つのこういう水道事業の本来の財務体質としてあるべき姿かなというふうに思いますから、今増えた130億円によって新たに発生する経費に伴う不足分、これは起債なり、そうした別の資金の手当をしながら補っていく、結果として水道局の水道料金に跳ね返らない、または跳ね返ったとしても大きな負担にならない範囲でといったような工夫は当然していかなければいけないことだろうというふうに思います。

1番(中川幹太議員) はい。

瀧澤逸男議長 中川幹太議員。

1番(中川幹太議員) いずれにしても、この後のページにも出てくるようにガス水道局と一体で考えていかざるを得ないと思いますので、もしそういう見込みがあるのだとすれば、早目に、要するに後に先送りすればするほど後で大幅に上げなければいけなくなるという状態になってくると思いますので、さらに先のことを考えれば人口が減ってくる訳ですから、一人当たりの負担というのはかなり肩の荷にかかってくると思うのです。ですからその辺りを十分に整理をしてこのガス水道局と今のところこのスケジュールでは、一緒になるということ想定されているみたいですが、きちんとその辺りを企業団の段階で整理をした上で次につなげてもらいたいなというふうに思います。それとあと、収支見直しの方を見ていきますと、この中で12ページなのですが、前回平成22年度の決算の時にいただいた収支見直しと比較しますと、平成38年から平成40年辺りの減価償却費ですね、あるいは資

産減耗費ですか、この辺りがかなり平成 38 年から平成 40 年にかけて増加しているのですけれども、落差が大きいのですが、これは何かこの辺りに集中して何かが発生をするということなののでしょうか。ちょっと前回の資料に比べたら、平成 40 年のを比べただけでも単年度で 2 億 6,000 万も増えているものですから、減価償却費の計上がですね、この辺りちょっと教えていただきたい。

市橋保総務課副課長 はい。

瀧澤逸男議長 はい、市橋総務課副課長。

市橋保総務課副課長 今いただきましたご質問なのですけれども、今回の見直しをしました更新の時期ですか、それにつきましては管路につきまして平成 31 年度から更新をしていく予定でございます。それで目安としては、耐用年数を基本として更新の計画を立てたところでございますので、その更新が進むことによりまして今度入れ替わった新たな減価償却費ですが、そこら辺が大幅に増額になることになったと思われま。それともう 1 点の資産減耗費ですが、これは古い施設の最終的な簿価ですが、その簿価分を取り除きますので、その簿価分を除却する費用で、両者とも金額が上がるような状況になっております。以上です。

1 番（中川幹太議員） はい。

瀧澤逸男議長 中川幹太議員。

1 番（中川幹太議員） ということは、その 31 年から更新を開始するというのは昨年度の時点では計画されていなかったということなのですか。去年の資料には、8 億 1,000 万位ですか、その原価償却費が、今年出てきたこの資料では 10 億 7,000 万という減価償却費が計上されているのですけれども、何でこんなに 2 億 6,000 万も差が出たのでしょうか。計画変わったのですか。

永春勲水づくり配水課長 はい。

瀧澤逸男議長 はい、永春水づくり配水課長

永春勲水づくり配水課長 昨年の方の計画とで、今年の今の見直した計画の中で、導水管の方の更新を、31 年から今回見直しましたが前回は 34 年と、あと施工後 40 年ということで、3 年ほど今回見直しの中で統一的に修正させていただきました。

1 番（中川幹太議員） はい。

瀧澤逸男議長 中川幹太議員。

1 番（中川幹太議員） 前倒しにしたということなのですか。前回の資料には、平成 50 年まで予想が出ているのですよね。確かに 40 年以降は 10 億円超えるような額になっていますから、3 年間前倒しにしたっていうことであればある程度納得できるのですけれども、この辺りの減価償却費の増加が単年度の損益にすごく大きく影響してきているものですから、気になって質問させていただいたのですけれども、3 年間前倒しにしたということの意味というのはどういうことですか。

宮越浩司事務局長 はい。

瀧澤逸男議長 はい、宮越事務局長。

宮越浩司事務局長 昨年度までの収支見通しでは、平成 34 年度頃から管路の入替えをすると、法定耐用年数でいきますと、平成 31 年からやらなければいけない管路設備でございました。ただそれを 3、4 年延ばしてやるというのは、今までの収支見通しで 3、4 年延ばしてもいいだろうという程度のどうも根拠であったようでございまして、ここまで今年度の春先に 1 本大きな漏水を起こしたり、いろんな管がやっぱり耐用年数前の段階で、腐食ですとかいろんな事情で管の入替えをしたり補強したりという事態が起きております。そうした事態を考えますと、今回の管路設備については、法定耐用年数で更新をするという基本で今回見直しを改めてしたというのが今回の結果でございまして、その結果昨年度の更新時期よりも 3、4 年早まっているということでございます。

瀧澤逸男議長 いいですか。

1 番（中川幹太議員） はい。

瀧澤逸男議長 はい、他に。

3 番（小関信夫議員） 議長。

瀧澤逸男議長 はい、小関信夫議員。

3 番（小関信夫議員） ちょっとお聞きしたいのですけれども、資料の 13 ページの在り方検討の内容なのですけれども、左側の真ん中の辺に今後の水需要の減少により責任水量を 67.5%に見直すということで、その内容と右側の 14 ページについてはそういう関係でもって委託して走り出すのでしょうかけれども、責任水量というのは、ちょっと私も勉強不足の点があるのかわかりませんが、資料の 1 ページの給水実績というのがあるのですが、これが責任水量でしょうか。そこら辺ちょっと説明してください。

市橋保総務課副課長 はい。

瀧澤逸男議長 はい、市橋総務課副課長。

市橋保総務課副課長 まず責任水量ですけれども、これは企業団が創設された当時から固定的収入を確保するため責任水量制というそういう制度を採用しております。それでその特徴なのですが、例えば構成市で規定量使用しなくてもその責任水量分は負担いただくというそういう制度でございます。これはどうしてかと申し上げますと、既に構成市から申込み量をいただいて、それに見合う施設の投資をしておりますので、それに返していく費用ですか、そこら辺を回収しなければならないという、そういうためそういう制度を設けております。それと、実績の部分なのですけれども、今の 21 年度と 22 年度の実績の違いでよろしいでしょうか。

3 番（小関信夫議員） はい、議長いいですか。

瀧澤逸男議長 はい、小関信夫議員。

3 番（小関信夫議員） 私が聞きたいのは、この責任水量を 67.5%に見直して、企業長の提案理由にもあったのですけれど、それは今の副課長の説明でわかるのですよ、私もそう思っているのでもいいのだけれども、それでもってこの 14 ページのこの中間の在り方のまとめをするのに、この委託と書いてあるから、民間に委託するのでしょうかけれども、その 67.5%の責任水量を下げるのと併せてこの給水実績というのは恐らくこれ責任水量ではないと思うのだよね、使った量だと思うのだけれども、そこら辺の関係というのはどうなっているのか。要するに 30 何%も責任水量が減る訳だから、当然今までの設備投資も含めて使用料金に跳ね返る心配はあると思うのだけれども、それは別としても現状のこの責任水量から 67.5%に減らす訳ですから、そこら辺がこの給水実績が責任水量じゃないと思うのだけれども、そこら辺

をちょっと関係を説明していただけるように。

宮越浩司事務局長 はい。

瀧澤逸男議長 はい、宮越事務局長。

宮越浩司事務局長 まず一番今議員さんのご質問の中ではっきりさせたいというのが、責任水量の考え方のだろうと思います。水道事業の場合は基本が例えば上水道の場合ですと、基本料金がございますが、使ったなりの料金というのが基本でございます。用水供給の場合には、それぞれ水道事業者にダムを造ったり、河川水を作るための大きな取水場を造ったりという設備投資をした上で売り渡すということになります。事業者としては違っておりますので、確実に水道事業者から料金を通じて建設資金を回収するというのがどうしても必要になってきますから、使っても使わなくても料金としていただくという制度を導入しているのが、この責任水量制という仕組みになります。例えば、上越市と企業団との契約でいきますと、上越市とは年間 201 万 2,000 トン供給をするという契約になっているのに対しまして、責任水量が 23 年度から 67.5% になったのですが、責任水量でいきますと 145 万 8,000 トンというのが責任水量となります。ちなみに 21 年度の給水実績でいきますと、今議員さんお見込みのとおり上越市の場合ですと 145 万 8,000 トンに対して、21 年度では 139 万 5,000 トンというところで水が足りております。従って、責任水量を下回って使っておられますので、料金については払い不足というか払い損と申しますか、水の使用量からすると多めに払っていると、これはその責任水量制の最たるもので残念ながら当初の開発段階で上越市も妙高市も、上越市の前のかつての 7 町村も含めてこのくらいの水がいるのだよという計画で昭和 54 年に設計に入った訳でございますから、言ってみればその能力で作ってしまう。そうすると、その後の変化とは関係なくやはりその計画に参画した市町村から、料金としていただかなきゃいけない、そうじゃないと企業団の形態として維持できないということになりますので、その為に責任水量制というのが敷かれている。ただ、責任水量制については、昨年これまでの責任水量制の率または方法から、年間を通じてやりやすくするために年間を通じた責任水量制と率を下げました。これも企業団の収支見通しを踏まえた上で、下げたとしても経営的には赤字はでないという見極めをした上でやった訳でございます。そうしたところは、言ってみれば企業団は中卸しの仕事をしておりますから、最終的な小売りをしている事業者の収支ですとか経営の在り方をよく相談しながらそのような見極めをしていくというのが必要だろうと思いますし、その結果だろうというふうに思います。従いまして責任水量制というのは言い換えれば、どうしても企業団が施設を維持したり次の改良をしたりという意味で

は、最低限使っても使わなくてもいただかなければいけない料金、それが責任水量という表現で置き換わって作っております。従って最低限使っていただきたい量というふうになろうかと思えます。

3 番（小関信夫議員） 議長。

瀧澤逸男議長 はい、小関信夫議員。

3 番（小関信夫議員） それは私も理解しているのですよ、いろいろ宿題があるにしても。ただ 67.5%にすると水道料金に跳ね返ってくる心配を懸念するものですから、そこら辺のやつがこの在り方検討会議ですか、その中でいろいろ議論されると思うのだけれども、それはガス水道局の話だと言われればそれまでですけれども、そこら辺も含めてガス水道局のことも含めての検討をされるのですかね。

宮越浩司事務局長 はい。

瀧澤逸男議長 はい、宮越事務局長。

宮越浩司事務局長 まず責任水量制 67.5%にした結果からいきますと、ガス水道局の支払いは約 4,000 万減ります。経営的には負担は減っております。逆に言うと、企業団の方の収益は 4,000 万程減ります。ところがこれまで繰上償還での 4 億 8,000 万程支出を減らしているとか、その他の委託の部分で経費を節減しているとか、企業団全体としてコストを下げているので、十分ペイ出来るだろうというところで 67.5%に昨年度落としているということでございます。在り方検討の中では、その 67.5%云々というのは、例えばですね、企業団と上越市が統合したという場合には、今 2 つの事業体がありますからそのやりとりの間で責任水量制というのが発生しておりますが、これ 1 つの事業としてやった時には、これは事実上意味をなさなくなるので、今度 1 つの事業体の中で今持っている施設をトータルにどれだけ更新していくのか、どういうふうに更新していくか、そのためにはどれだけお金がかかるのか、そのために各需要家からいただく料金が上げる必要があるのかないのかというのが最後に出てくることなんでしょうと思いますので、今後展開していく在り方検討では上越市、妙高市とそこら辺水道料金を見据えた検討がこの後残っているというふうに思っています。以上です。

瀧澤逸男議長 はい、いいですか。

3 番（小関信夫議員） はい、わかりました。

瀧澤逸男議長 はい、他に。

1 番（中川幹太議員） はい。

瀧澤逸男議長 中川幹太議員。

1 番（中川幹太議員） 少し今の話を聞いていて、もう1つお聞きしたいことが出来たのですけれども、14 ページの統合のケースで3つあると思うのですが、恐らく、ここに(1)、(2)というケースの場合というふうに書いておりますので想定としては、上越市が企業団に変わって用水供給を行う形態の方を今の現段階では主力な選択肢として考えていらっしゃるのかなとそんなふうに思うのですけれども、この場合妙高市さんとの関係でいうと先ほどの責任水量に伴ったその販売価格も含めて、どういう関係で整理されることになってくるのかなと少し疑問としてあがったのですけれども、今のところその辺りは、この(1)、(2)の場合にはどういうふうを考えてますでしょうか。

宮越浩司事務局長 はい。

瀧澤逸男議長 宮越事務局長。

宮越浩司事務局長 今ほど小関議員のご質問いただいて私答弁した中で、責任水量制は、仮に統合した場合には意味をなさなくなると。ところが妙高市さんとの間では、企業団が供給しようが上越市が企業団の事業を引き継いで供給しようが言ってみれば提供する中卸しの仕事は変わらないと。そうした時に、かつて企業団が投資した資金の分をどういうふうに評価して料金に反映していくかという問題は残ります。その部分については、今後の検討ということになりますので、今詳らかにどういう考えでというのは言えない状況ではございますが、基本はやはり建設投資した資金を回収していくというのはどのような形になっても必要だろうというふうに思っております。そうしますと実は企業団が投資した資金の回収分というのは、仮に上越市のガス水道局が引き継いだとしても、それを料金の中に反映していく、トータルにその減価償却費をどう入れていくというのは、基本は変わらない訳でございます、それを責任水量制というそういった考え方なしに今度トータルに収支見通しを立てて料金を決めていくということになるだろうと思います。ただその基本としては、あたかも統合して吸収しても企業団があったかのように、多分計算をしてい

かないといけなくなるだろうと、そういう意味では対妙高市さんとの間のやりとりで、責任水量制の率ですとか、又は改定が必要になった場合どの程度必要かといった部分の考え方、基礎になる数字というのはやはり企業団がなくなったとしても、少なくとも全ての投資した施設更新の施設設備の更新が完了するまでは、たぶん続けていくことになるのではないかなと、計算だけは、というふうには思っております。今後上越市と妙高市も入れて、より今議員がご質問の部分、具体的な検討ということになるだろうと思っておりますので、そこら辺も十分また意見を交換しながら、それぞれの事情もございまして、検討はしていきたいというふうに思っております。

瀧澤逸男議長 よろしいですか。

1 番（中川幹太議員） はい。

瀧澤逸男議長 はい、他に。

2 番（草間敏幸議員） はい。

瀧澤逸男議長 はい、草間敏幸議員。

2 番（草間敏幸議員） 1 点だけ確認させていただきたいのですが、14 ページのこのスケジュール案で来年 24 年の 2 月定例会で最終まとめが出されるようなスケジュールなのですが、その間、例えば 9 月に在り方検討の概要説明とかいろいろ書いてあるのですが、その間にこの議会の定例会ではなくて、他の何か説明とかそういうものを計画されて予定されているのかをお聞かせいただきたいのですが。

宮越浩司事務局長 はい。

瀧澤逸男議長 はい、宮越事務局長。

宮越浩司事務局長 市の議会ですと所管事務調査があるもので、そこら辺の手段といいますが場はあるのですけれども、企業団の場合ですと所管事務調査をやる場合にも一応会議規則の中に定めなければならないといけないということを考えますと、なかなか今その方法というか場というのはどうかかなと。ただ、中間での進捗状況を資料をお配りしてご説明するっていうのが、方法としてはあるのかなと思いますけれども。そこら辺はまた議長とご相談しながらということかなというふうに思います。

瀧澤逸男議長 よろしいですか。

2 番（草間敏幸議員） はい。

瀧澤逸男議長 はい、他に。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

瀧澤逸男議長 はい、それでは以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

瀧澤逸男議長 討論はないものと認めます。

これより議題を採決いたします。まず議案第 7 号「平成 22 年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計決算の認定について」を採決いたします。本決算は、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

瀧澤逸男議長 ご異議なしと認めます。よって、本決算は認定することに決しました。

続いて、議案第 8 号「新潟県市町村総合事務組合規約の変更について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

瀧澤逸男議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程を全部終了いたしました。

これにて、平成 23 年第 2 回上越地域水道用水供給企業団議会定例会を閉会いたします。慎重ご審議大変ご苦労さまでした。

午後 2 時 17 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

平成 23 年 8 月 23 日

上越地域水道用水供給企業団議会議長 瀧澤逸男

上越地域水道用水供給企業団議会議員 武藤正信

上越地域水道用水供給企業団議会議員 吉住安夫